

(2) 子ども

【現状と課題】

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現実には、子どもは未完成な存在として考えられ、権利の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

国内においては、1947（昭和22）年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951（昭和26）年には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、1994（平成6）年に国連の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准し、1997（平成9）年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

また、1999（平成11）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」、2000（平成12）年には、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定されました。さらに、2003（平成15）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行され、2008（平成20）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）」が成立するなど、法整備と諸施策の推進が図られています。

しかし、昨今の子どもを取り巻く環境はめまぐるしい変化をつづけ、街なかの書店やコンビニエンスストアなどでは、性や暴力に関する過激な雑誌やビデオ、ゲームが氾濫し、また、インターネット上では、簡単に誰でもそのような情報が閲覧できます。このような、過激な性や暴力表現がされている有害情報を、子どもが簡単に閲覧できる環境を改善していく必要があります。さらに、子どもたちの間では、パソコンや携帯電話の利用が増加する中、「学校非公式（裏）サイト」と呼ばれるネット掲示板（＊5）の利用が中高生の間で広まっており、個人を誹謗、中傷する書き込みなどによる新たな「いじめ問題」の発生という深刻な課題も明らかになっています。

また、児童虐待は、子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには、尊い命さえも奪ってしまいます。虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、当市においても、2007（平成19）年度児童虐待相談は40件に上り、前年度に比べ57.5%上回るなど、児童虐待の問題は早急に社会全体で対応しなければならない課題になっています。その他、子どもの人権に関わる様々な問題に対し、家庭、学校、地域社会が連携し、早期発見・対

応を図ることが求められています。

【施策の基本的方向】

子どもの人権問題の解決には、子ども自身が権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てることが必要です。当市では、2006（平成18）年12月に、合併前の旧市町の「次世代育成支援行動計画」を調整・変更し、すべての住民が子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指した、今後の少子化の流れを変える総合的な行動指針として、新市の行動計画を策定しました。

この計画に沿って、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域などが互いに連携・協力し、市民一体となって子どもの人権が尊重され、健やかに育つ環境づくりに努めます。

【具体的施策】

ア. 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進

学校等において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員が子どもの人権についての認識を深め、人権尊重の視点にたった教育指導が行われるよう、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の周知徹底を図ります。

また、児童生徒に対する学習の場の設定とともに、保護者への啓発を行います。さらに、地域においても、同条約の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの権利の擁護に努めます。

イ. いじめ問題等への取組

いじめは、子どもの人権にかかわる重要な問題であり、学校のみならず家庭や地域との連携を深めた対応を図ることが必要です。そのために、社会全体でのいじめゼロに向けた取組や子どもたちが自分自身の課題として友達と協力して問題を解決する実践力を養う取組を行います。

また、ネット掲示板による新たないじめ問題が深刻であることから、関係者の連携を深め、携帯電話やパソコンの利用方法をはじめ、子どもの人権を守るための教育・啓発に努めます。

さらに、あすなろ教室における不登校児童生徒への支援を充実させるとともに、家庭に引きこもりがちな児童生徒に対しては、その実態に応じて、県教育事務所と連携しながら自立支援事業連絡指導員や教育相談員による支援を行います。

ウ. 子どもへの虐待防止の取組

児童虐待を防止し、すべての子どもの心身の健やかな育成を支援するために、発生の予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、2005（平成17）

年に設置した「大田市要保護児童対策地域協議会」で、関係者と協力体制を強化し支援を行います。

二. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの健やかな成長にとって健全な環境の確保は重要ですが、子どもの周辺にはそれを阻害する有害なテレビ番組、インターネット、雑誌などが氾濫しています。

それらの有害環境から子どもたちを保護するために、学校では、性やタバコ・アルコール・薬物等に関する指導や、氾濫する情報に対して正しい認識が持てるよう情報教育を推進していきます。

また、当市では悪影響をおよぼす環境の浄化をするため、「青少年育成市民会議」を通して、県・警察と連携し、子どもたちへの有害商品の販売抑制や、陳列場所の配慮等、経営者に対し要請していきます。